

# **水戸市いじめ防止基本方針**

**平成 26 年 4 月**

**水 戸 市**

**(平成 30 年 2 月 1 日改定)**

**(令和 6 年 2 月 1 日改定)**

# 目 次

第1 市基本方針策定にあたって	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 市基本方針策定の目的	1
3 いじめの定義	1
4 いじめの問題の構造的要因	1
5 水戸市におけるいじめの状況	2
6 いじめの防止等のために取り組む姿勢	2
(1) 学校	
(2) 教員及び教員以外のスタッフ	
(3) 児童生徒	
(4) 家庭	
(5) 地域住民	
(6) 市及び教育委員会	
7 いじめを解消するための基本的な姿勢	3
(1) 校長	
(2) 教職員	
第2 いじめの防止等のための対策の内容	
1 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策	4
(1) 組織の設置	
(2) いじめの未然防止に関すること	
(3) いじめの早期発見に関すること	
(4) いじめ事案への対処に関すること	
(5) 重大事態への対処	
2 いじめの防止等のために学校において実施する施策	5
(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定	
(2) いじめの防止等に取り組む組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置	
(3) いじめの未然防止に向けた取組	
(4) いじめの早期発見に向けた取組	
3 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携	7
(1) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底	
(2) 警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化	
(3) 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進	
4 いじめの解消について	7
(1) 「いじめの解消」の定義	
(2) いじめの解消に向けた取組	
5 重大事態への対処	8
(1) 重大事態の定義（法第28条第1項）	
(2) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢	
(3) 重大事態への対処の流れ	
(4) 重大事態の国への報告	
第3 その他	
1 取組の評価及び検証	10
(1) 教育委員会の取組の評価及び検証	
(2) 学校の取組の評価及び検証	
2 市基本方針の見直し	11

# 第1 市基本方針策定にあたって

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

笑顔にあふれ、安心して生活できる学校を目指して！

みんなで話し合い  
ともに勇気をもち  
信頼し合える仲間づくり

## 2 市基本方針策定の目的

市基本方針は、児童生徒に対するいじめの防止等に係る基本理念を定め、市、教育委員会、市立小・中・義務教育学校（以下、「学校」という。），保護者、地域住民、関係機関等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、全ての児童生徒が心豊かで安心・安全な生活を送ることができること、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

## 3 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条第1項]

## 4 いじめの問題の構造的要因

いじめの問題の構造的要因は、子どもを取り巻く環境の中に存在する。いじめの問題に対して、これらの構造的要因を認識して解決に当たることが重要である。

子どもを取り巻く環境においては、少子化や核家族化による親子相互の連帯感の希薄化や、地域社会との関わりの薄さ、集団で遊びや切磋琢磨する経験の減少から、コミュニケーション能力、社会性、規範感覚・意識、思いやりなどの豊かな心が育ちにくいことなども要因として考えられる。

さらに、同調傾向が強くなり他者を排除していじめの対象とする、阻害や排除を恐れていじめに加わる、あるいは、直接に攻撃を加えることはしないが、周辺で囁き立てる、いじめを傍観するなどの行為が生まれる。場合によっては、当初いじめられている側がいじめる側となることも少なくない。

加えて、通信機器等（携帯電話・スマートフォン・タブレット・ゲーム機器、パソコン等）の普及は、発信された情報の流動性や発信者の匿名性から、いじめにつながる負の部分を併せもっている。

ほかに、希薄な人間関係や夜型生活による睡眠不足など、子どもの感情の不安定やストレスを引き起こし、いじめ加害につながる要因は、多数考えられる。

また、先に述べた構造的要因や複数の要因が重なり、いじめが発生することも多く、解決を難しいものにしている。

## 5 水戸市におけるいじめの状況

本市では、ふざけやからかい等の小さなサインも見逃さないよう、きめ細やかに児童生徒を観察し、早期発見に努めているところである。

本市が認知したいじめの様態については、小・中学校ともに、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次に「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が多い。また、近年は、「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が増加傾向にあり、発達段階に応じた情報モラルに関する指導や警察等関係機関と連携した対応が必要となっている。

## 6 いじめの防止等のために取り組む姿勢

市及び教育委員会、学校、教員等、家庭、地域住民等が、いじめの防止に向けた共通の認識を図り、連携して、児童生徒とともに取り組むことが大切である。

### (1) 学校

学校は、全ての児童生徒にとって、安心して生活し、学習できる場でなくてはならない。さらに、児童生徒同士及び児童生徒と教職員のよりよい関係づくりを構築できるよう、きめ細かな状況把握と信頼関係が深まる学級経営を行っていくことが重要である。

具体的には、学校の教育活動において、全員で取り組むこと、児童生徒一人一人を大切にすること、集団の一員として自己有用感を醸成することなど、日常生活が大切になってくる。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の立場を最優先に考慮し、心のケアや安心できる場所、状態の確保に努める。そして、いじめを行った児童生徒や傍観している児童生徒には、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛に共感し、いじめは許されない行為であることを自覚させる指導と相互の関係回復に努めることが重要である。

### (2) 教員及び教員以外のスタッフ

教員は、児童生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、心の奥底にある心情を理解しようとすることが重要である。また、いじめが起こる構造について理解を深め、いじめを起こさない集団づくりやいじめに敏感に気付くための研修等に積極的に取り組むことが必要である。

そして、教職員間の意思疎通や情報共有を図り、一部の教員任せにすることなく、全教職員による組織で取り組む体制づくりが重要である。

スクールカウンセラーや心の教室相談員等、その職務の専門性を生かし、児童生徒や保護者が安心してその支援を受けられるようにするとともに、教員以外のスタッフともチームを組んで対応することも大切である。

### (3) 児童生徒

児童生徒一人一人が「いじめは人間として絶対に許されない」ことを心から理解するとともに、いじめを傍観している者も、いじめに関与していることと同じであるという認識をもてるようとする。

また、いじめを自分の問題として捉え、児童生徒自らがいじめについて学び、児童生徒自身の取組を活性化する必要もある。

#### (4) 家庭

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、我が子がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。そのためにも、家族の一人一人が、いじめに対する正しい認識をもつことが必要である。いじめか否かについては、いじめを受けている側の立場になって考える姿勢をもち、子どもに適切な教育をすることが必要であるとともに、日頃から学校との意思疎通と協力体制を確立しておくことも大切である。

また、我が子がいじめを受けたとき、子どものSOSをキャッチできるよう、子どもの変化を見逃さないようにすることが大切である。

一方、我が子がいじめに関与したとき、子どもが自分の行為と向き合い、安心して事実を話せる雰囲気づくりが大切である。そして、子どもがいじめに関与した事実を話したときは、それを謙虚に受け止め、子どもと共に悩み考え、行った行為に向き合い、いじめを受けた子に心から謝罪しようとする姿勢をもつことが大切である。

#### (5) 地域住民

地域住民は、自分の子どもだけでなく、地域の子どもたちにも関心をもち、学校、家庭と協力しながら地域の子どもを見守り、育てる意識をもって対応することが大切である。

#### (6) 市及び教育委員会

学校を指導・支援する立場にある教育委員会は、学校を管理監督する役割と責任を自覚し、主体的に解決を目指す姿勢が必要である。また、学校と共に考え、学校の対応力を強化することも重要である。

いじめの問題は、学校、教育委員会だけの問題ではなく、家庭や地域、関係機関等、市全体で解決していくかなければならない問題であると捉え、いじめの防止等の取組の充実を図る。

### 7 いじめを解消するための基本的な姿勢

学校は、児童生徒のために存在するとの基本的認識に立ち、いじめを受けた児童生徒を救済することを最優先に考え、行動することが重要である。

#### (1) 校長

ア いじめを受けた児童生徒を救うための方策を第一に考え、全職員で対応するためリーダーシップを発揮し、学校全体の指導体制を構築する。

イ 犯罪と考えられるいじめの行為については、警察等との連携を深め、毅然とした対応をとる。

## (2) 教職員

- ア 教職員は、児童生徒の最大の心の理解者として、共感的理解に立った行動をとる。
- イ いじめを行った児童生徒についても健全に成長させようとする姿勢をもつ。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容

### 1 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

#### (1) 組織の設置

- ア 水戸市いじめ問題対策連絡協議会の設置（法第14条第1項）  
いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。
  - ・ 委員：水戸市立学校、教育委員会、茨城県が設置する児童相談所、水戸地方法務局、茨城県警察
- イ 水戸市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置（法第14条第3項）  
法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係等に関する調査・審議を行う。
  - ・ 委員：学識経験者（弁護士、医師、臨床心理士、人権擁護委員、社会福祉士等）、関係機関（茨城県福祉相談センター）の職員

#### (2) いじめの未然防止にすること

- ア 人権感覚や意識の高揚を図るために、教職員の研修の充実を図るとともに法務局と連携して実施する人権教室を推進する。
- イ 全ての学校で児童生徒が主体的に取り組む「いじめ解決フォーラム」を開催する。
- ウ いじめに対する理解を深め、心の通う人間関係の構築に向けたワークショップを開催する。
- エ インターネットを通じて行われるネットいじめを防止するために、「SNSによるいじめ防止に関する講演会」を実施し、情報モラル教育の充実を図る。
- オ ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等を含めた人間関係づくりの能力を高めるための研修会を開催する。
- カ 話合い活動のルールづくりやもち方について具体例を示し、話合い活動の活性化を図り、集団宿泊的行事などを充実させる。

#### (3) いじめの早期発見にすること

- ア 全ての学校において、年6回のいじめの実態調査を実施する。
- イ いじめ相談専用ダイヤルを設置するとともに、来所相談について、総合教育研究所教育相談室や青少年相談員と連携を図る。
- ウ 相談体制については、定期的に相談窓口をパンフレット等で周知する。
- エ 校内オンライン相談窓口を開設し、1人1台端末のアンケート機能を活用

し、児童生徒が気軽に相談できる環境を推進する。

(4) いじめ事案への対処に関すること

- ア 「いじめ対応専門班」を設置し、学校支援訪問を実施する。
- イ 学校支援訪問により、いじめの実態把握を行い、学校に対し助言・指導を行う。
- ウ いじめの状況に応じて、警察、児童相談所、市子育て支援課、民生委員、保護司等と連携したサポートチームを編成し、組織的な対応により、いじめの解消を図る。
- エ スクールカウンセラーや心の教室相談員等の配置やいじめの相談・派遣者の確保等人的体制の整備やその他の必要な措置を講ずるよう努める。
- オ 学校におけるいじめの研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に対する職員体制の整備等必要な措置を講ずる。

(5) 重大事態への対処

- ア 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- イ 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- ウ 教育委員会に調査を行う調査委員会を設置し、調査を実施するとともに、いじめを受けた児童生徒、保護者に対し、調査結果の情報提供及び必要な措置を講ずる。（詳細は、8ページ「5 重大事態への対処」参照）

## 2 いじめの防止等のために学校において実施する施策

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- ア 国や県、市の基本方針を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等取組を行うのか基本的な方向や取組内容等を定める。
- イ 名称は『水戸市立○○○学校いじめ防止基本方針』として作成する。
- ウ 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページ等で公表するとともに、その内容を必ず入学時や各年度の開始時等に児童生徒、PTA、地域の関係団体等に説明したり、いじめの問題について協議したりする等、保護者や地域の理解と協力が得られるようにする。

(2) いじめの防止等に取り組む組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置

- ア 複数の教職員に加え、スクールカウンセラー等の心理・福祉の専門的知識を有する者により構成されるいじめの防止等に実効的に取り組む組織を設置する。
- イ 当該組織は、全職員間の共通理解を図り、いじめの対策に基づく取組の中核となる役割を担う。
- ウ 当該組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、毎年P D C Aサイクルで見直す。

(3) いじめの未然防止に向けた取組

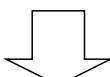
- ア 学校の教育活動において、全ての教職員で取り組む。
- イ 児童生徒一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進め、集団の一員としての自己有用感を育成する。
- ウ けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- エ 発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、日常的に該当児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- オ 人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図った取組を推進する。
- カ いじめの防止に資する児童生徒による自主的な活動の取組の充実を図る。
- キ パソコンやスマートフォン等を通じて行われる、ネットいじめを防止するための啓発活動を推進する。
- ク いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」における各校独自の取組の充実を図る。（いじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）
- ケ 校長のリーダーシップの下に危機管理意識を高め、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的に実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上を図る。

#### (4) いじめの早期発見に向けた取組

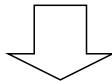
- ア 年6回実施している「いじめ実態調査」により、いじめの実態を適切に把握する。
- イ 保護者と連携するとともに、児童生徒の小さな変化に気付くことができるよう、アンテナを高くし、児童生徒の観察に努める。
- ウ スクールカウンセラーや心の教室相談員、養護教諭等を活用し、いつでも安心して相談できる相談体制を整備する。

#### 【日々のいじめ防止に向けた流れ】

- 1 いじめの認知、認知した際に誰に報告するのか等の対応、いじめが理由にあるかもしれない欠席等への対応を、教職員で共通理解するとともに各校の「学校いじめ防止基本方針」の確認をすること。
  - 年6回のいじめ実態調査の実施方法については、無記名で行うことや、家庭で記入すること等、見直しを図りながら実施するとともに、必要に応じて随時アンケート等を実施し、児童生徒の実態を正確に把握するよう努めること。
- 2 児童生徒の変化を察知するために、日々の記録を蓄積しておくこと。また、担任は、小さな変化や児童生徒からの相談についても一人で抱え込まず、学年主任又は、生徒指導主事等に報告すること。



- 連絡帳や生活ノート等の記述に関して気になることについては、担任だけでなく、学年主任、生徒指導主事等、複数の教職員で確認・情報共有を行うこと。
- 担任や学年主任、部活動顧問等、児童生徒に関わる職員は、定期的なアンケートの結果に過信せず、あいさつの表情や会話等、日常の児童生徒の様子を把握することに努め、気になったときにはすぐに面談等を行うこと。



3 面談での情報は、面談を行った教職員のみにとどめず、学年主任から生徒指導主事、管理職まで必ず報告し、さらに、家庭との連携に努めること。

### 3 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携

児童生徒の命や安全を守ることを最優先に考え、犯罪行為（触法行為を含む。）として扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めることが重要である。

#### （1）犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底

ア 学校と警察は、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められる。

イ 児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

ウ 重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察へ相談・通報を行い、学校として適切な対応を行う。

#### （2）警察との日常的な情報共有体制による連携強化

学校、警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底する。休日等執務時間以外の時間帯における連絡体制の構築にも留意する。

#### （3）保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要である。

### 4 いじめの解消について

#### （1）「いじめの解消」の定義

加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したことでいじめが解消したと判断するのではなく、次のア、イの両方の条件を満たした場合、いじめが解消したと判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期

間を設定するものとする。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

(2) いじめの解消に向けた取組

ア いじめの事実を確認したときは、迅速かつ組織的な指導体制で、いじめを止めさせるとともに、再発防止に努める。

イ いじめを受けた児童生徒、その保護者への支援を最優先に行うとともに、情報共有に努める。

ウ いじめを行った児童生徒への指導及び支援とその保護者への助言に努め、その際、いじめを行った児童生徒による、いじめを受けた児童生徒に対する謝罪のみで解消したと判断しない。

エ 傍観している児童生徒に対して、いじめは許されない行為であることの理解を促す指導及び相互の関係回復に努める。

オ パソコンやスマートフォン等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて、警察等の関係機関の協力を求める。

カ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるように、別室等で学習できる措置を講じる。

キ 必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、組織的に再発を防止する措置をとる。

ク 犯罪に触れるいじめの行為については、警察等との連携を図るとともに、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

## 5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（法第28条第1項）

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（児童生徒が自殺を企図した場合等）

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（年間30日を目安。一定期間連續して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※「児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。

(2) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢

ア 学校

- ・ 学校は、教育委員会と連携し、事実解明への協力を依頼する。いじめの

事実等についてありのまま伝え、説明責任を果たすように努める。

- いじめを受けた児童生徒の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに、いじめに関与した児童生徒との関係回復のための取組に努める。

#### イ 教育委員会

教育委員会は、混乱にある学校への指導・支援を行い、公正かつ客観的調査による事実解明に尽力し、事実をありのまま伝え、説明責任を果たすように努める。

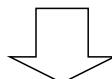
※ 重大事態の判断については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者からの申立てがあった場合には、その訴えに真摯に対応する。

### (3) 重大事態への対処の流れ

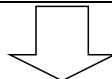
#### 1 教育委員会を経由し、市長へ報告

[必ず報告する事項]

- いじめを受けた児童生徒の氏名・学年・性別
- 被害の状況、欠席の状況その他児童生徒の状況
- 児童生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその内容

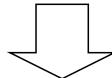


#### 2 調査主体の判断：教育委員会が調査主体（教育委員会又は学校）を判断



#### 3 調査組織の設置

- 教育委員会の場合  
調査委員会（第2-1-(1)イ）が行う。
- 学校の場合  
教育委員会は、学校いじめ防止対策委員会に指導助言や人的支援調査結果の情報提供についても内容・方法・時期について助言・指導

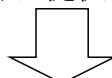


#### 4 調査方針の説明

調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保

- 説明事項：調査の目的・目標、調査主体（組織の構成、人選）、調査時期・期間（スケジュール、定期報告）、調査事項・調査対象、調査方法、調査結果の提供

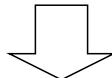
※ 特に調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明



## 5 調査の実施

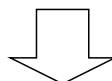
主に聴き取りによる調査を実施

- 聽取の対象者：いじめを受けた児童生徒、保護者、教職員（学級、学年、部活動等）、関係する児童生徒等
- 聽取内容：いじめの行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員のこれまでの指導経緯等



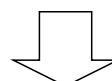
## 6 聽取内容の記載と今後の支援方策の検討

- 重大事態の発生から1か月程度を目途に、書面による聴取内容のとりまとめ
- 聽取内容を踏まえて今後の支援方策を検討



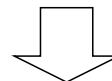
## 7 当該児童生徒・保護者への情報の適切な提供

- 聽取内容及び支援方策を、いじめを受けた児童生徒及び保護者に説明
- いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を聴取結果の報告書に添えることができる旨を説明



## 8 聽取の結果を市長に報告

- 聽取の結果を書面で市長に報告
- 報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要と認めるときは、再調査委員会を設置し、再調査を実施
- 市長が再調査を行った場合、その結果は議会に報告



## 9 調査結果を踏まえ、当該重大事態へ対処するとともに、同種の事態の発生防止のため必要な措置

### (4) 重大事態の国への報告

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」（令和3年12月21日閣議決定）において、文部科学省及びこども家庭庁が必要な情報を共有することで、法第28条に基づく調査における第三者性の確保や運用についての改善などの必要な対策を講じるとされているため、市は県、県は国に、重大事態に関する報告・相談を行うものとする。

### 第3 その他

#### 1 取組の評価及び検証

##### (1) 教育委員会の取組の評価及び検証

ア 各学校のいじめの防止等に向けた取組の検証を隨時行い、その都度改善に努める。

イ 学校評価、教員評価の留意点について、必要な助言・指導を行う。

※いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

##### (2) 学校の取組の評価及び検証

学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付ける。

#### 2 市基本方針の見直し

策定（改定）から3年後を目途として、国のがじめ防止対策推進法の施行状況等を勘案して、見直しを検討する。